

入札公告

次のように事後審査型条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び酒田地区広域行政組合契約に関する規則（昭和 48 年組規則第 15 号）の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 24 日

酒田地区広域行政組合

管理者 酒田市長 矢口 明子

記

1 入札に付する事項

(1) 名称

公用車の売却

(2) 売却する物品の概要

番号	車名	初度登録・ 購入年月	車台番号	走行距離 (k m)	排気量 (L)	一時抹消登 録等状況	最低売却価格 (円)	入札保証金 (円)
1	トヨタ 救急車 (WS)	平成 24 年 3 月	TRH226- 0009958	148,178	2.69	登録済み	300,000	30,000
2	トヨタ 救急車 (余目)	平成 24 年 11 月	TRH226- 0010874	111,590	2.69	登録済み	300,000	30,000

※最低売却価格には、消費税、地方消費税及びリサイクル料金預託金を含みます。

※自動車の名義変更に要する費用は、別途落札者が負担するものとします。

※走行距離は令和 7 年 6 月 25 日現在

※売却する物品の詳細は、令和 7 年 7 月 25 日 (金) 午後 1 時以降に、KSI 官公庁オークション酒田地区広域行政組合トップページを参照のこと。 (<https://kankocho.jp/gov/6066167042/?p=as>)

2 入札参加者の資格及び条件

本入札の参加資格者となることができるのは、個人又は法人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 公有財産売却の参加仮申し込みの時点で、未成年
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を有しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (5) 市区町村民税を滞納している者
- (6) 日本語を完全に理解できない者
- (7) 酒田地区広域行政組合 (以下「組合」という。) が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン

及び KSI 官公庁オークション利用規約、ガイドラインの内容を承諾せず遵守できない者

- (8) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

3 入札参加申込みの方法

(1) 仮申込み

入札に参加しようとする者は、令和7年7月25日(金)午後1時から令和7年8月12日(火)午後2時まで紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネット上で運用する公有財産売却システム(以下、「システム」という。)により参加の仮申込み手続きを行うこと。

(2) 本申込み

本申込みの書類や手続きは不要です。

組合において、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込み(本申込)登録を行う。なお、システム上で仮申込み手続きをしていない者は、本申込みをすることができない。

4 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、「3 入札参加申込みの方法」の手続きと共に売却物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

(1) 納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカード(デビットカードは除く。以下同じ。)による納付のみとする。システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付すること。

(2) 入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売払い代金に充当する。

(3) 入札保証金の引き落とし

落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。

- (4) 落札者が、組合が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は組合に帰属する。

5 入札物品の公開及び質問

(1) 公開

ア 日時

令和7年8月4日(月)及び8月5日(火)の午前9時から午後4時まで

イ 場所

酒田地区広域行政組合消防本部(山形県酒田市大町字上割43番地の1)

ウ 申込

物品の確認を希望する者は、令和7年7月29日(火)正午まで「公開参加申込書」【様式1】を組合消防本部総務警防課(以下「総務警防課」という。)へFAX又は電子メールで提出すること。なお、時間を調整する場合があるので留意すること。

装備等の動作確認は可能だが、試乗(運転)はできないので留意すること。

(2) 質問

本入札に参加しようとする者で物品に関し、質問がある場合は、令和7年8月6日(水)正午まで「質問

書」【様式2】を組合へFAX又は電子メールで提出すること。

6 入札期間及び場所

(1) 入札期間

令和7年8月26日(火)午後1時から令和7年9月2日(火)午後1時まで。

(2) 場所

システム上。

なお、この登録は、一度しか行うことができない。一度行った入札は、取り消しや金額の変更はできない。

7 開札及び落札者の決定方法

(1) 令和7年9月2日(火)午後1時以降に、システム上で開札する。

(2) 予定価格以上で、かつ最高価格で入札した者を落札者とする。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなす。

(3) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

(4) 入札物件ごとに落札者のログインIDに紐づく会員識別及び売却決定金額をシステム上に一定期間公開する。

8 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書(酒田地区広域行政組合インターネット公有財産売却ガイドライン)に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

9 契約締結及び売却代金の納入

(1) 落札者の入札参加資格要件を審査し、当該条件を充たしていることが確認できた場合に、落札者を買受人として契約を締結する。

(2) 落札者は、令和7年9月2日(火)午後4時までに次の書類の内【様式3】【様式4】を組合へFAX又は電子メールで提出し、追って【様式3】【様式4】を含めた提出書類全部を持参又は郵送すること。申請書等の作成及び提出にかかる費用は、落札者の負担とする。

①法人の場合

	必 要 書 類
ア	【様式3】条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(兼確約書)
イ	【様式4】暴力団排除に関する誓約書(裏面の役員名簿も記載すること)
ウ	代表者印の印鑑証明書 <u>本書</u> (発行日から3か月以内のもの)
エ	現在事項証明書 <u>写し可</u> (発行日から3か月以内のもの) ※法務局発行のもの

②個人の場合

	必 要 書 類
ア	【様式3】条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（兼確約書）
イ	【様式4】暴力団排除に関する誓約書
ウ	実印の印鑑登録証明書 本書 （発行日から3か月以内のもの）
エ	住民票 写し可 （発行日から3か月以内のもの） ※入札参加申込み時点の住所地の市区町村発行のもの ※外国籍の者は、国籍等並びに、在留カードに記載されている在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び、在留カードの番号又は、特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号の記載があるもの

- (3) 組合から契約書を送付するので、落札者は必要事項を記入、押印の上（2部作成）次の書類を添付して令和7年9月12日（金）午後2時30分まで組合へ持参又は郵送すること。申請書等の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

①法人の場合

	必 要 書 類
ア	市区町村の納税証明書又は滞納がない証明書（確定申告期限が過ぎた直近年度分） 写し可 （発行日から3か月以内のもの） ※本社所在地の市区町村発行のもの。ただし、上記（2）①ア（注1）に該当する場合は、委任先所在地の市区町村発行のもの
イ	【様式5】委任状（契約） ※代理人による手続をする場合。

②個人の場合

	必 要 書 類
ア	本籍地の市区町村で発行した身分証明書 写し可 （発行日から3か月以内のもの） ※日本国籍の者のみ必要
イ	登記されていないことの証明書 写し可 （国籍が記入された発行日から3か月以内のもの） ※外国籍の者のみ必要。 ※東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課で発行
ウ	市区町村の納税証明書又は滞納がない証明書（確定申告期限が過ぎた直近年度分） 写し可 （発行日から3か月以内のもの）
エ	【様式5】委任状（契約） ※代理人による手続をする場合。

- (4) 売却代金は、消費税、地方消費税及びリサイクル料金預託金を含む金額とする。
- (5) 売却代金の納入義務者は、落札者に限る。
- (6) 売却代金は、令和7年9月16日（火）午後2時30分までに、組合が用意する「納入通知書兼領収証書」又は銀行振込により納入すること（振込手数料は落札者負担）。なお、納入金額は、売却代金から契約保証金を控除した金額となる。
- (7) 納期限まで売却代金の納入がされない場合、この契約は無効とする。
- (8) 売却代金の納入がなされても、理由もなく引渡し期限まで物品の搬出がなされない場合、この契約

は無効とする。この場合、原則として売却代金の返金を行わない。

1 0 所有権の移転及び名義変更

- (1) 売買物件の所有権は、落札者が売却代金を完納した時に移転するものとする。
- (2) 売却代金完納後の売買物件の引渡しに要する費用、車検並びに所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。また、緊急車両として公道を走る場合、改造・手続きが必要になる可能性があるが、一切の費用は落札者の負担とする。
- (3) 落札者に組合より「譲渡証明書」等の所有権変更手続きに必要な書類を送付するので、落札者への所有者変更手続きを行うこと。

1 1 物品の引渡し

(1) 期限

物品の引渡し期限は、令和7年9月26日（金）午後4時までとする。引渡しの時間を土曜、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までとするので、希望の日時を総務警防課に連絡すること。

※組合の都合により日程を変更していただく場合があります。

(2) 場所

「5 入札物品の公開及び質問」の「(2) 場所」に同じ。

(3) 手続き等

①物品の引き渡しは、売却代金の納入を確認した後とするので、次の書面を持参すること。

ア 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、住民票など住所及び氏名を証することができるもの）

イ 組合から落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

ウ 売却代金の納入を証するもの

※代理人が引渡しを受ける場合は、代理人の本人確認書類（上記ア）を持参すること。

※なお、入札代理人以外の者が引渡しを受ける場合は、別途「委任状（物品受領）」【様式7】が必要になるので留意すること。

②引渡し完了後、「物品受領書」【様式6】を記入し、総務警防課に提出すること。

③物品の引渡し方法は現状渡しとし、組合は契約不適合責任を負わない。

1 2 問い合わせ先

①契約に関する事務を担当する課（係）

酒田地区広域行政組合消防本部総務警防課総務係

〒998-0859 山形県酒田市大町字上割43番地の1

電話:0234-31-7119 FAX:0234-31-7129

e-mail:soumu@fd-sakata.jp

②仕様に関する事務を担当する課（係）

酒田地区広域行政組合消防本部総務警防課警防係

〒998-0859 山形県酒田市大町字上割43番地の1

電話:0234-31-7124 FAX:0234-31-7129

e-mail:keibou@fd-sakata.jp